

知事メッセージ

〔 福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより
県民の利益を守るための条例について 〕

今日は、新たに制定した「福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例」について、お話しします。

少し長く、堅い名前の条例ですね。

また、「県職員の話で、私たちにはあまり関係ないんじゃない？」と思われるかもしれませんが、実は、皆さまとも関係しております。

まず、この条例の目的は明確です。

職員が不当な圧力に左右されず、時間や能力を、県民の皆さま全体の利益と、福岡の未来のために使える環境をつくることです。

知事部局の所属長以上の職員を対象に匿名アンケートを行ったところ、回答者のおよそ二人に一人が、「職務の中で、地位や影響力を利用した不当な要求や威圧的な言動などを受ける、または見聞きしたことがある」と答えております。

個別の事案について事実認定を行ったものではありませんが、アンケートには、

特定の事業者を選定するよう求められた、
指示に従わなければ不利益を被ることを示唆された、
業務と関係なく人格を否定する暴言を浴びせられた、
長時間にわたって執拗に追及された、
深夜や休日に連絡があり、急な呼び出しを求められた、
といった回答が寄せられました。

こうした行為は、職員の心身に大きな負担を与え、県民の皆さまのために使うべき時間と力を奪います。

さらには、行政の判断をゆがめることにもつながってしまいます。

もちろん、この条例は、正当な議会活動、県民・事業者の皆さまからの陳情、要望、厳しいご意見を制限するものではありません。

対象となるかどうかは、行為者の肩書だけではなく、行為の内容によって判断します。

この条例は県議会の議決を経て制定され、施行日は10月23日です。

一方、このような圧力から職員を守るだけではなく、職員も自らの襟を正し、意識と行動を変えるために、9月に職員倫理規則を改正いたしました。

これまで、
部課長会による組織的な政治資金パーティー券の購入補助、
議員の質問に関する情報を他の議員や会派に提供したこと、
議員の質問原稿を職員が作成したこと
などが明らかになりました。

その背景には、議会との摩擦を避けることを優先し、議会に過度に配慮する意識から生まれた慣行が、県の組織の中に長年にわたり定着していたことがございます。

これは根深い問題ですが、今、向き合わなければなりません。

職員倫理規則は、職員が自らの襟を正して自らを律するためのものの。

そして、今回の条例は、不当な要求等への対応を、職員個人の判断や我慢に委ねることなく、組織として対応するためのものです。

この両面から改革を進めます。

条例をつくることは、ゴールではありません。

相談しやすい仕組みになっているか。

必要な対応が実際に取られているか。

これからの運用こそが重要であります。

今回の条例は、県民の皆さま全体の利益を守るために、公正で透明な行政運営を確保する大きな一歩です。

制度をつくっただけで終わらせず、私は、この一歩を福岡県政の本当の変化につなげてまいります。

【この条例は、県民の暮らしとどのように関係するのですか？】

県民の皆さまの利益を守ることにつながります。

福岡県職員の仕事は、福祉や子育て支援、教育、産業振興、インフラ整備、防災など、県民の皆さまの毎日の暮らしに深く関わっております。

職員が不当な要求等への対応に追われたり、威圧的な言動によって委縮したりすれば、公正な判断が損なわれたり、本来、県民の皆さまのために使うべき時間と力も奪われます。

所属長以上の職員を対象に行ったアンケートでは、回答した233人のうち119人、51パーセントが、不当な要求等を受けたことがある、または見聞きしたことがあると回答いたしました。

そこで、この条例では、職員が不当な要求等を一人で抱え込まずに相談でき、それを受けて、調査や対応を組織として行う仕組みを整えました。

職員を不当な要求等から守ることは、公正な行政を守ることであり、県民の皆さまの利益を守ることにつながります。

それが、この条例の目的です。

【どのような人の、どのような行為が対象になるのですか？】

対象となるのは、肩書だけではなく、行為です。

職場の上司のほか、国・県・市町村の議員、事業者、経済団体や業界団体など、職員の仕事に影響を及ぼし得る立場の人が、その地位や影響力を使って不当な要求等を行った場合が対象になります。

具体的には、

「特定の事業者を選ぶよう求める」

「補助金の審査で便宜を図るよう迫る」

「従わなければ不利益を受けると力をかける」

「侮辱的な発言を繰り返す」

「深夜や休日の対応を過度に求める」

「私的な依頼や、金品・接待を求める」
といった行為です。

議員だから、事業者だから対象になるのではありません。

立場や影響力を利用して、行政の公正な判断や職務の執行を妨げる行為が対象になります。

【県民や事業者からの要望、議員の議会活動まで制限されることはありませんか？

そのようなことはありません。

県民や事業者の皆さまからの陳情や要望、議員による正当な議会活動は、県政にとって大切なものです。

条例でも、手段や態様が社会通念を逸脱していない議会活動、陳情、要望など、不当な要求等には当たらないことを明確にしております。

意見が厳しい、県の方針に反対しているというだけで、不当な要求になるわけではありません。

県民の皆さまの正当なご意見には誠実に対応する。

一方、地位や影響力を使った不当な圧力には、毅然として対応する。
この二つを両立させる条例であります。

【職員が不当な要求を受けたとき、本当に声を上げられる仕組みになっていますか？】

職員が一人で抱え込まない仕組みを設けております。

相談先は、県庁内の相談窓口だけではありません。

指定された弁護士による外部相談窓口にも、直接相談できます。

相談は匿名でも可能です。

また、自分が不当な要求を受けた場合だけでなく、ほかの職員が受けている場面を見聞きした場合も相談できます。

相談者の同意を得たうえで、外部の弁護士が事実関係を調査いた

します。

「相談しても何も変わらない」「自分一人で耐えるしかない」という状態をなくし、組織として対応するための仕組みです。

【相談した側の話だけで、相手が不当な要求をしたと決めつけられることはありませんか？】

一方の話だけで判断することはありません。

外部の弁護士が、相談した職員と、不当な要求等を行ったとされる方の双方から事情を聴くなど、必要な調査を行います。

行為者が職員以外の場合は、さらに弁護士などで構成する外部調査委員会が、調査結果が妥当かどうかを審査いたします。

相談があったことと、事実が確認されたことは別です。

相談者を守ると同時に、調査を受ける側にとっても公正な手続きとする。

その両方が、制度への信頼には欠かせないと考えております。

【不当な要求等があったと確認された場合、どのような対応を取るのですか？】

不当な要求等を行った人に応じて、必要な対応を取ります。

県職員であれば、事案の内容に応じて、懲戒処分その他の必要な措置を行います。

職員以外の方であれば、行為の是正を求めるなど、必要な対応を行います。

また、事案が重大で社会的な影響も大きく、外部調査委員会が公表の必要があると判断した場合には、氏名や団体名、行為の概要を公表いたします。

福岡県議会議員の場合には、外部調査委員会の答申を添えて、政治倫理基準に反する事実が確認された旨を議長に申し出て、「福岡県議

会議員の政治倫理に関する条例」に基づく手続きへつなげます。

こうした仕組により、不当な要求等に対して、組織として毅然とした対応をとってまいります。

【県議会との協議によって、条例の実効性が弱くなったのではありませんか？】

実効性がなくなったことはありません。

職員が匿名でも相談できること、

外部の弁護士が事実関係を調査すること、

外部調査委員会が、その調査結果の妥当性を審査すること、

そして、事実が確認された場合に、氏名の公表など、必要な対応をとること。

この条例の中核となる仕組みは変わっておりません。

県議会との協議・検討を踏まえて変更したのは、福岡県議会議員が対象となる事案について、「福岡県議会議員の政治倫理に関する条例」との手続きをつなぐ部分です。

県議会議員についても、県の外部相談窓口が事実関係を調査し、外部調査委員会がその調査結果の妥当性を審査いたします。

そのうえで、外部調査委員会が公表の必要があると判断した場合には、その答申を添えて議長に申し出て、議長は、県議会の政治倫理条例に基づく手続きを進めます。

県が事実関係を調査し、県議会が議員の政治倫理上の責任について審査します。

それぞれの役割を明確にし、二つの条例を接続したものです。

重要なのは、県民の利益を守る仕組みが、実際に機能するかどうかです。

その実効性については、今後の運用と結果によって、県民の皆さまにお示ししてまいります。

【なぜ、一旦提案した条例案を撤回したのですか？】

当初提案いたしました条例案では、県議会議員が不当な要求等を行ったとされる事案が発生した場合、外部調査委員会が、事実関係を審査するとともに、事案の重大性や社会的影響を踏まえ、「氏名の公表が必要」と判断した際は、任命権者はその答申に基づき、その者の氏名と行為の概要を公表することとしておりました。

一方、県議会で検討が進められておりました「福岡県議会議員の政治倫理に関する条例」には、政治倫理基準が定めてあり、これに反する疑いがあると認められる場合には、政治倫理審査会が設置され、措置に係る審査が行われることとされております。

審査会において、政治倫理基準に反した行為があったと判断された場合には、陳謝の勧告や議員辞職の勧告などの措置がなされることとなっております。

このように、福岡県議会議員が対象となる場合には、両条例に基づく審査手続及び措置が相互に関連することとなるため、両条例の整合性を図る観点から、一旦、条例案を撤回させていただき、当初の理念はそのままに、より実効性のある条例案を再提出させていただきました。

【なぜ、条例の名称を変えたのですか？】

条例の理念や考えをより明確に表す観点から、条例名を「福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例」と改めました。

職員を不当な要求等から守り、公正な行政運営を確保することによって、県民の皆さまの利益を守るという基本的な目的は、当初の条例案から全く変わっておりません。

本条例の適切かつ厳格な運用を通じて、県民の皆さま全体の利益

を守り抜いていくということを、条例の名称に明確に打ち出したところであります。